

神戸市ハンセン病患者への郷土名産品・年末一時金支給要綱

(目 的)

第1条 国立療養所において療養中の神戸市出身のハンセン病患者に対し、郷土名産品及び年末一時金を支給することにより、患者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

(対 象)

第2条 以下の国立療養所で療養中の神戸市出身の兵庫県人会員（以下「県人会員という。」）を支給対象者とする。

- (1) 長島愛生園（岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6539 番地）
- (2) 邑久光明園（岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地）

(実施の主体)

第3条 神戸市が実施し、その主管課は健康局健康企画課とする。

(郷土名産品の選定等)

第4条 郷土名産品は、県人会長に意見を聞くなど県人会員の意向を踏まえて品物の選定を行う。

- 2 郷土名産品は1人につき1個とし、購入額は1個あたり概ね3,000円とする。

(年末一時金の金額)

第5条 年末一時金の額は1人5,000円とする。

(県人会員数の把握)

第6条 主管課は、県人会員数を各療養所福祉課（室）に連絡して確認する。

(支給申請および決定)

第7条 県人会の代表者または各療養所福祉課（室）は、毎年10月末までに、神戸市ハンセン病患者への郷土名産品・年末一時金支給申請書及び請求書（様式1）を主管課あてに提出する。

- 2 主管課は申請内容を審査した後、申請者あてに神戸市ハンセン病患者への郷土名産品・年末一時金支給決定通知書（様式2）を送付する。

(支給方法)

第8条 主管課は、申請書及び請求書を受領した後、郷土名産品及び年末一時金を療養所ごとにまとめて県人会長あて、または各療養所福祉課（室）あてに支給する。

(受領等の確認)

第9条 郷土名産品及び年末一時金を受領した場合、県人会の代表者または各療養所福祉課（室）は補助事業等実績報告書（様式3）を作成し、主管課に送付する。

（不正利益の返還）

第10条 県人会員等が、偽りその他不正な手段により年末一時金、郷土名産品の支給を受けた場合は、その者に既に支給した年末一時金の全部又は一部、郷土名産品にあたっては物品相当額の金額の全部又は一部を返還させることがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月26日より適用する。
- 2 この要綱は、平成8年4月1日より一部改正する。
- 3 この要綱は、平成13年4月1日より一部改正する。
- 4 この要綱は、平成23年4月1日より一部改正する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日より一部改正する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日より一部改正する。
- 7 この要綱は、令和4年4月1日より一部改正する。